静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1324

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)の一部を次のように改正す

改正前

第3条 給与条例第20条第1項後段、教職員給与 条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第 20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各 号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末 手当を支給しない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) その退職の後基準日までの間において給与 条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例 (以下「給与条例等」という。)の適用を受け る職員(非常勤職員にあつては、法第22条の 4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務 職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」 という。)又は育児休業法第18条第1項の規定 により採用された職員(以下「任期付短時間 勤務職員」という。)に限る。以下同じ。)、静 岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例(昭和42年静岡県条例第25号)又は静岡 県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類 及び基準に関する条例(平成14年静岡県条例 第47号)の適用を受ける職員(非常勤職員に あつては、定年前再任用短時間勤務職員又は 任期付短時間勤務職員に限る。以下第7条に おいて「企業職員」という。)及び法第57条の 規定の適用を受けている単純な労務に雇用さ れる職員(以下「単純労務職員」という。)並 びに特別職の職員等の給与等に関する条例 (昭和46年静岡県条例第25号) 別表第2に掲

改正後

第3条 給与条例第20条第1項後段、教職員給与 条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第 20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各 号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末 手当を支給しない。

(1)~(3) (略)

(4) その退職の後基準日までの間において給与 条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例 (以下「給与条例等」という。)の適用を受け る職員(非常勤職員にあつては、法第22条の 4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務 職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」 という。)又は育児休業法第18条第1項若しく は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用 に関する法律(平成14年法律第48号)第5条 第1項の規定により採用された職員(以下 「任期付短時間勤務職員」という。)に限る。 以下同じ。)、静岡県企業職員の給与の種類及 び基準に関する条例(昭和42年静岡県条例第 25号) 又は静岡県立静岡がんセンター事業職 員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 14年静岡県条例第47号)の適用を受ける職員 (非常勤職員にあつては、定年前再任用短時 間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に限 る。以下第7条において「企業職員」とい う。)及び法第57条の規定の適用を受けている 単純な労務に雇用される職員(以下「単純労 げる公営企業の管理者及びその他の常勤の特 別職の職員となつた者

(5) (略)

(特定幹部職員)

第5条の2 給与条例第20条第2項、教職員給与 条例第21条第2項及び警察職員給与条例第20条 第2項(以下「給与条例第20条第2項等」とい う。)の規則で定める職員は、職員の給与に関す る規則(静岡県人事委員会規則7-25)第15条 の2に規定する職員(休職にされている職員の うち、給与条例第24条第1項、教職員給与条例 第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1 項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等 派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)と する。

(勤勉手当の成績率)

- 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が定めるものとする。
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215 (給与条例第20条第2項等に規定 する特定幹部職員(次号において「特定幹部 職員」という。)にあつては、100分の255)
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の</u> <u>102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の</u> <u>122.5</u>)

務職員」という。)並びに特別職の職員等の給 与等に関する条例(昭和46年静岡県条例第25 号)別表第2に掲げる公営企業の管理者及び その他の常勤の特別職の職員となつた者

(5) (略)

(特定幹部職員)

第5条の2 給与条例第20条第2項、教職員給与条例第21条第2項及び警察職員給与条例第20条第2項等」という。)の規則で定める職員は、職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25。この項において「給与規則」という。)第15条の2に掲げる職員、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び給与規則第15条の6に規定する職員(休職にされている職員のうち、給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。

(勤勉手当の成績率)

- 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が定めるものとする。
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の315 (給与条例第20条第2項等に規 定する特定幹部職員(次号において「特定幹 部職員」という。)にあつては100分の375、任 期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を 受ける職員にあつては100分の262.5)
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の 150 (特定幹部職員にあつては、100分の 180)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。